

# 令和6年介護報酬改定 療養通所介護

株式会社アイランドケア  
法令順守責任者 中川路 匠

## ○地域包括ケアシステムの深化・推進

- ・医療ニーズへの対応
- ・看取りへの対応
- ・感染症や災害への対応力
- ・高齢者虐待防止
- ・地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組

## ○自立支援・重度化防止に向けた対応

## ○良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

- ・処遇改善
- ・効率的なサービス提供

## ○制度の安定性・持続可能性の確保

- ・評価の適正化・重点化
- ・効率的なサービス提供
- ・報酬の整理・簡素化

## ○その他

- ・書面揭示規制の見直し（重要事項説明書をネット上へ公開の義務化）

療養通所介護費（1月につき） 12,691単位 ⇒ 12,785単位

短期利用療養通所介護費（1日につき）（新設） 1,335単位

## 【短期利用療養通所介護費 算定要件】

- ・ 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、ケアマネが緊急に利用することが必要と認めること
- ・ 利用開始に当たり、あらかじめ7日以内の利用期間を定める  
※やむを得ない事情があれば14日以内でも可
- ・ 人員基準を満たしていること
- ・ 入浴介助と提供回数に係る減算を受けていないこと

## 【高齢者虐待防止措置未実施減算】 所定単位数の100分の1を減算

- ① 委員会の定期的な開催 + 結果について周知
- ② 虐待の防止のための指針を整備
- ③ 虐待の防止のための研修を定期的実施
- ④ 上3つを適切に実施するための担当者を置くこと

## 【業務継続計画未策定減算】 所定単位数の100分の1を減算

### ＜経過措置1年＞

- ① BCP計画の策定
- ② BCP計画の周知 + 研修 + 訓練
- ③ BCP計画の見直しと変更

## 重度者ケア体制加算 150単位

### 【要件】

- ・ 常勤の看護職員に加え、看護職員を常勤換算方法で3以上
- ・ 特定行為研修を修了した看護師を1以上
- ・ 訪問看護と一体的に事業を実施していること

短期利用療養通所介護費を算定している場合の  
サービス提供体制強化加算が追加

サービス提供体制強化加算Ⅲイ 12単位

サービス提供体制強化加算Ⅲロ 6単位

【介護職員処遇改善加算】

【介護職員等特定処遇改善加算】

【介護職員等ベースアップ等支援加算】

これらは、令和6年5月末までとなる

処遇改善加算に「その他職員」が追加された  
また、改定前は「上回る」という表現だったが「以上」に  
変更となった点は重要！！

令和6年6月より、これらが一本化された新たな処遇改善加算に移行  
また、令和6年2月～5月まで上記とは別に処遇改善補助金がある予定

通所系サービスにおける送迎について、利便性の向上や運転専任職の人材不足等に対応する観点から、送迎先について利用者の居住実態のある場所を含めるとともに、他の介護事業所や障害福祉サービス事業所の利用者との同乗を可能とする。

⇒送迎先について、これまでは自宅となっていたが、  
自宅以外でも**居住実態のある場所も可能**となった

他の介護事業所や障がい福祉サービス事業所との利用者との  
**同乗が可能**であると明文化された

- 療養通所介護は、基本報酬が増額となった
- 包括報酬になったことにより、単発の利用者が利用できなくなったことに対応するため、短期利用できる新たな区分が創設された
- 令和3年時と比べて重度者対応が増えたため、人材配置を評価する加算が創設された
- 地域包括ケア・地域共生社会の拠点として、  
今後は障がい福祉サービス等との更なる連携が検討される予定

- 今回の制度改定は史上2番目の規模のプラス改定であり、史上初の診療報酬を超えるプラス改定であった
- しかし、今後は生産人口の減少に拍車がかかることから、以降のプラス改定は望めないだろうという話も一部である
- これから3年間は次の大改革のための準備の3年ともいわれており、安定した企業経営のための足腰を鍛えることが重要となる

## 【重要なキーワード】

疾病予防・重症化予防・介護予防・フレイル対策・認知症予防  
ロボット・AI・ICT・データヘルス・タスクシフト・シニア人材・組織マネジメント改革  
経営の大規模化と協働化